

○ 財務省告示第九十一号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、財務省所管分野における事業者が講ずべき個人情報保護に関する指針（平成十六年財務省告示第四百九十九号）の全部を次のように改正する。

平成二十二年三月十九日

財務大臣 菅 直人

財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 個人情報の取得等（第5条—第9条）
- 第3章 個人データの管理（第10条—第13条）
- 第4章 個人データの第三者提供（第14条—第16条）
- 第5章 保有個人データの開示等（第17条—第23条）
- 第6章 苦情の処理（第24条）
- 第7章 法違反又はそのおそれが発覚した場合の対応（第25条）
- 第8章 雑則（第26条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 このガイドラインは、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づき、また、法第 7 条第 1 項に基づく「個人情報保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。平成 20 年 4 月 25 日一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、財務省が所管する分野及び法第 36 条第 1 項ただし書により財務大臣が主務大臣に指定された特定の分野における事業者等（以下「財務省関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、財務省関係事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 このガイドラインにおいて、個人情報保護管理者とは、財務省関係事業者の代表者によって指名された者であって、財務省関係事業者内部の個人情報の保護体制の実施、運用等について監督を行う者をいう。

2 前項に定めるもののほか、このガイドラインにおいて使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）において使用する用語

の例による。

(適用対象者の範囲)

第3条 このガイドラインは、個人情報取扱事業者に該当する財務省関係事業者を対象とする。また、個人情報取扱事業者に該当しない財務省関係事業者についても、法第3条に規定する基本理念を踏まえ、このガイドラインに規定されている事項の遵守に努めるものとする。

(個人情報の保護に関する規程等の策定及び公表)

第4条 財務省関係事業者は、個人情報の保護に関する法令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、個人情報の保護に関する規程を策定し、これを遵守するものとする。

2 財務省関係事業者は、その事業活動に対する社会の信頼を確保するため、個人情報の保護に関する考え方又は方針に関する宣言（以下この条において「個人情報保護方針等」という。）を策定し、公表するものとする。

3 個人情報保護方針等には、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 利用の目的に関すること。

二 適正な取得に関すること。

- 三 安全管理措置（委託先の監督を含む。）に関すること。
  - 四 第三者提供の制限に関すること。
  - 五 保有個人データの開示、訂正及び利用停止等に関すること。
  - 六 苦情の処理に関すること。
- 4 財務省関係事業者は、個人情報 の適正な取扱いを確保するため、常に個人情報 の取得等及び管理の状況等を把握し、個人情報 の保護に関する規程及び個人情報保護方針等の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報の取得等

（利用目的の特定）

第5条 財務省関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 財務省関係事業者は、利用目的の特定に当たっては、個人情報がいかなる事業の用に供され、いかなる目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できるよう努めるものとする。

（利用目的の変更）

第6条 財務省関係事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

2 財務省関係事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

3 第1項に規定する範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、次条の規定により、本人の同意を得なければならない。

(利用目的による制限)

第7条 財務省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第5条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 財務省関係事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第8条 財務省関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第9条 財務省関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 財務省関係事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 財務省関係事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該財務省関係事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- 5 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク上でその付随する機能を用いて、本人から自動的にメールアドレス等の個人情報を取得することとなるときは、その事実と利用目的を通知し、又は公表しなければならない。
- 6 財務省関係事業者は、未成年者から個人情報を取得する場合には、対象となる者の判断能力に応じた平易な表現で利用目的を明示し、必要に応じて当該未成年者の保護者の了解を得るように促すものとする。

### 第3章 個人データの管理

(データ内容の正確性の確保)

第10条 財務省関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第11条 財務省関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 財務省関係事業者は、前項の安全管理について、財務省関係事業者内部における責任体制を確保するため、個人情報保護管理者を設置するとともに、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(従業者の監督)

第12条 財務省関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 財務省関係事業者は、前項の監督を行うに当たっては、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等

に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業者に対する教育及び研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(委託先の監督)

第13条 財務省関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 財務省関係事業者は、前項の監督を行うに当たっては、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 財務省関係事業者は、第1項の監督を行うに当たっては、適切な者を選定して委託契約を結ぶとともに、当該契約等において次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 委託先の個人データの取扱いに関する事項

二 委託先の秘密の保持に関する事項

三 委託された個人データの再委託に関する事項

四 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

第4章 個人データの第三者提供

(第三者提供の制限)

第14条 財務省関係事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(本人への通知等により第三者に提供できる場合)

第15条 財務省関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

2 財務省関係事業者は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者提供に該当しない場合)

第16条 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前2条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

イ 共同利用をする旨

ロ 共同して利用される個人データの項目

ハ 共同して利用する者の範囲

ニ 利用する者の利用目的

ホ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

2 財務省関係事業者は、前項第3号ロ又はハの規定に掲げる事項を変更する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

3 財務省関係事業者は、第1項第3号ニ又はホの規定に掲げる内容を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

#### 第5章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第17条 財務省関係事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該財務省関係事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的（第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

三 次項、次条第1項、第19条第1項又は第20条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続（第23条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 当該財務省関係事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

五 当該財務省関係事業者が認定個人情報保護団体（法第37条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2 財務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

二 第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 財務省関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

第18条 財務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、

開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該財務省関係事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2 財務省関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第19条 財務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 財務省関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第20条 財務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第7条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第8条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 財務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第14条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供

の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 財務省関係事業者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第21条 財務省関係事業者は、第17条第3項、第18条第2項、第19条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第22条 財務省関係事業者は、第17条第2項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付ける方法として、次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、本人は、当該

方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの確認の方法

四 次条の手数料の徴収方法

2 財務省関係事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、財務省関係事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、次に掲げる代理人によってすることができる。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

4 財務省関係事業者は、前3項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

第23条 財務省関係事業者は、第17条第2項の規定による利用目的の通知又は第18条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 財務省関係事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

## 第6章 苦情の処理

第24条 財務省関係事業者は、個人情報情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 財務省関係事業者は、前項の目的を達成するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等、必要な体制の整備に努めなければならない。

## 第7章 法違反又はそのおそれが発覚した場合の対応

第25条 財務省関係事業者が取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）について、法違反又はそのおそれが発覚した場合には、個人情報保護管理者は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事案に即して次に掲げる措置を適切に実施するものとする。

一 事実関係を調査し、その原因の究明にあたること。

二 事実関係に基づき、影響が及ぶ範囲を特定すること。

三 事案発生の原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施すること。

四 影響を受ける可能性のある本人へ速やかに連絡すること、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。

五 事実関係及び再発防止策等の速やかな公表

六 当該個人情報の原状回復（紛失した個人情報の搜索及び回収、破壊又は改ざんされた個人情報の修復等）

七 犯罪性がある場合は、警察への被害届の提出及び告訴

八 法違反又はそのおそれが発覚した場合には、前各号に掲げる事項について、速やかに、財務大臣又は権限委任を受けた地方支分部局等の長に報告するものとする。この場合、必要に応じて業界団体等を経由して連絡することを妨げない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該認定個人情報保護団体に報告するものとする。

## 第8章 雑則

（ガイドラインの見直し）

第26条 このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化その他環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

## 査 収

このガイドラインは、平成二十二年四月一日から施行する。